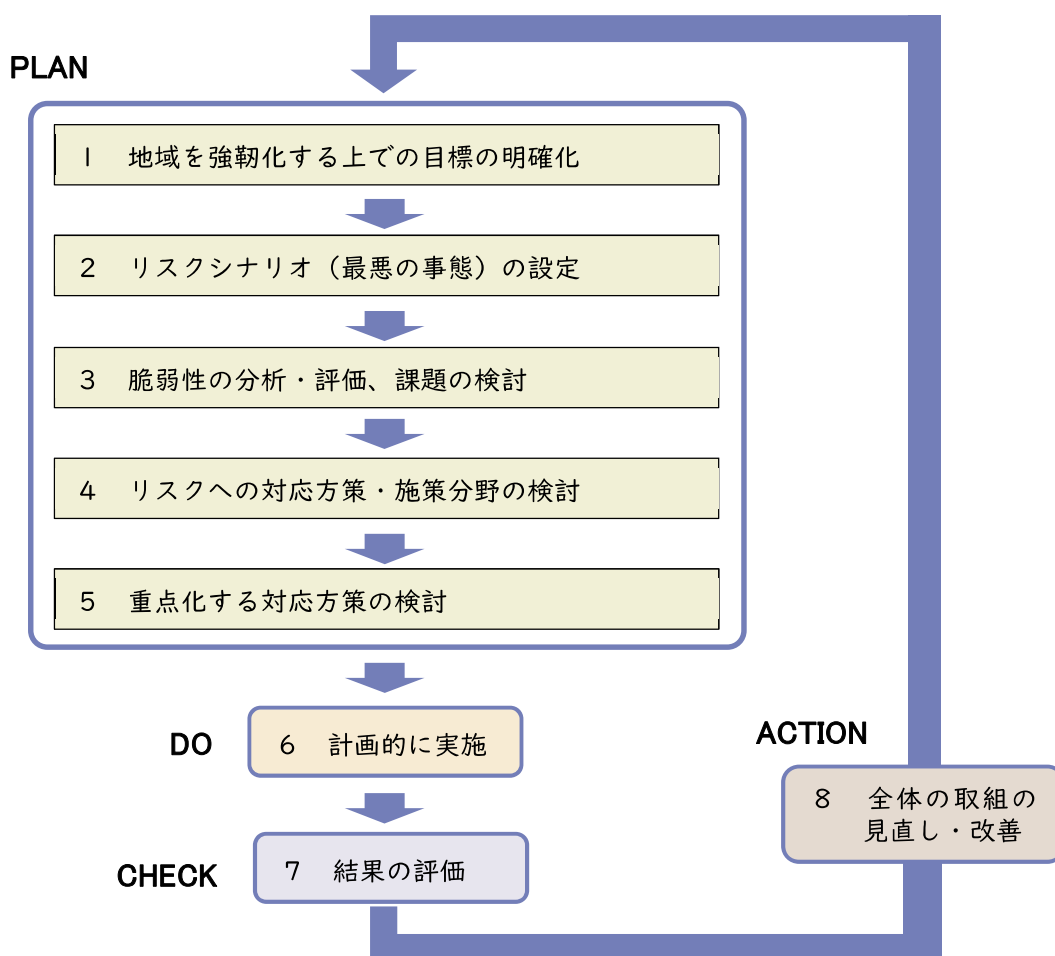


第6章 計画の推進

1 計画の推進と進捗管理

計画の推進にあたっては、各部局間の相互調整を図りながら、P D C Aサイクルにより進捗管理を行います。そのために、各取組の進捗状況を適時確認し、国や県、事業者、関係機関等と連携を図り、本町における国土強靱化を効率的・効果的に推進します。予算編成や全庁横断的な体制で取り組みます。



2 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や国や県の強靱化施策の取組、本町の総合計画の見直しなどを考慮しながら、適宜、見直しを行います。

なお、本計画は、他の分野別・個別計画における本町の国土強靱化に関する指針として位置付けているものですので、各計画の見直しの際には、本計画との整合を図るものとします。

3 プログラムの重点化

(1) 重点化の考え方

限られた資源で効率的・効果的に推進していくためには、「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）が回避されなかった場合の影響の大きさや重要性、緊急性等を考慮した上で施策の重点化を図ることが必要といえます。

本町では、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）による被害では、人的被害における津波による死者数が約 2,900 人と想定されていることから、本計画では、国の基本計画や静岡県国土強靱化地域計画を踏まえ、回避を優先する事態を「人命保護に直接関わる事態」とし、これに関する施策を重点化の対象とします。

また、平成 30（2018）年 9 月の北海道胆振東部地震や令和元（2019）年 9 月の台風第 15 号による広範囲・長期に及んだ大規模停電が、通信機器の途絶による情報収集や発信の遅れ、その後の復旧作業に支障を来し、住民生活に多大な影響を与えたことから、電力供給をはじめとした「住民生活等に必要な最低限のライフラインを確保できない事態」に関する施策についても重点化の対象とします。

さらに、平成 28（2016）年 4 月の熊本地震では、被災により基礎自治体の行政機能が大きく妨げられる事態が発生した場合、危機管理の総括や関係機関との総合調整、住民生活の迅速な復旧・復興に大きな支障を来すことが明らかとなっており、「行政機能の大幅な低下につながる事態」も併せて回避を優先する事態とし、これに関する施策を重点化の対象とします。

(2) 重点化する施策

重点化の考え方を踏まえ、本町では次の34の「起きてはならない事態」(リスクシナリオ)に関する施策を重点化の対象とします。

■人命の保護に直接関わる事態

1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊)による多数の死傷者の発生
2-3	警察、消防、海保、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足
2-6	医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルート、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
2-8	劣悪な避難生活環境、きめ細やかな支援の不足による心身の健康状態の悪化・災害関連死の発生
2-9	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態
4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

■住民生活等に必要な最低限のライフラインを確保できない事態

2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間の機能の停止
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
6-4	地域交通ネットワークが分断する事態

■行政機能の大幅な低下につながる事態

3-1	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
-----	------------------------

4 プログラム推進のための主要な取組

本町として34項目の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）に基づき、主要な取組に別冊「松崎町国土強靱化地域計画推進のための取組」（年次事業一覧）に整理しています。

取組内容は県の「静岡県国土強靱化地域計画推進のための取組」等に掲載されている事業を含み、今後、本計画の推進方針に基づく必要な取り組みの追加、事業の進捗状況に応じた修正等を行いながら着実な事業の推進を図ります。

